



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

902	形質変更時要届出区域の指定	(環境管理課).....	1
903	〃	(〃).....	1
904	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
905	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	2
906	〃	(〃).....	2
907	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	3
908	海神池土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	4
909	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	4

○ 選挙管理委員会告示

58	政治団体の届出事項の異動の届出	4
59	政治団体の設立の届出	5

○ 公告

和歌山県立青少年の家及び紀北公園における指定管理者の募集	(青少年・男女共同参画課).....	6
------------------------------	--------------------	---

告 示

和歌山県告示第902号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 形質変更時要届出区域

和歌山県紀の川市打田字福垣内759番1の一部（別図のとおり）

2 形質変更時要届出区域において、土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質及び同条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

基 準	特定有害物質の種類
規則第31条第1項の基準	カドミウム及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
規則第31条第2項の基準	カドミウム及びその化合物

（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出保健所衛生環境課並びに紀の川市市民部生活環境課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第903号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 形質変更時要届出区域

和歌山県紀の川市打田字福垣内759番1の一部（別図のとおり）

2 形質変更時要届出区域において、土壌の汚染状態が土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

基 準	特定有害物質の種類
規則第31条第1項の基準	ふっ素及びその化合物

（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出保健所衛生環境課並びに紀の川市市民部生活環境課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第904号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
伊薬新 1-26	松林薬局	伊都郡かつらぎ町妙寺919-4	令和 4. 3. 31

和歌山県告示第905号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
すまいる薬局	橋本市東家一丁目367番地5	高辻俊規	令和 4. 8. 1

和歌山県告示第906号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
池田薬局	日高郡みなべ町南道50	池田兼代	令和 4. 8. 1

和歌山県告示第907号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ローソン岩出岡田店・（仮称）ケーズデンキ岩出店
和歌山県岩出市岡田字塚田228番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ローソン 代表取締役 竹増貞信
東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
縦覧図書記載のとおり
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年3月14日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,809㎡
- 6 駐車場の収容台数
124台（敷地内 92台、敷地南西側隔地 32台）
- 7 駐輪場の収容台数
31台
- 8 荷さばき施設の面積
73.0㎡（ローソン棟東側 12.5㎡、ローソン棟北側 12.5㎡、ケーズデンキ棟北東側 48.0㎡）
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
14.8㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
(1) 立川麻希（ローソン棟側） 24時間
(2) 株式会社関西ケーズデンキ（ケーズデンキ棟側）
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(1) 立川麻希（ローソン棟側）
24時間
(2) 株式会社関西ケーズデンキ（ケーズデンキ棟側）

午前8時30分から午後10時まで

- 12 駐車場の自動車の出入口の数
5か所（敷地内 4か所（北側 2か所、西側 2か所）、敷地南西側隔地 1か所）
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(1) ローソン棟東側 午前6時から午後10時まで
(2) ローソン棟北側 午後10時から午前6時まで
(3) ケーズデンキ棟北東側 午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
令和4年7月13日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野209番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和4年8月2日から同年12月2日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第908号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、海神池土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和4年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第909号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年8月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除に係る保安林の所在場所 海南市下津町塩津字宇野辺520の4、520の6
- 保安林として指定された目的 魚つき
- 解除の理由 指定理由の消滅

選挙管理委員会告示**和歌山県選挙管理委員会告示第58号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年8月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党和歌山県ときわ会支部	和田壽三	代表者	和田壽三	本井誠	令和4.6.23

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
ほりうち和久後援会	藪下智也	会計責任者	武田真人	山西啓裕	令和4.4.7
有田市医師連盟	中元耕一郎	主たる事務所の所在地	有田市箕島110-1	有田市箕島653-5	令和4.5.14
		代表者	中元耕一郎	中村吉伸	
		会計責任者	山下理一郎	成川暢彦	
たにばた清後援会	谷端清	会計責任者	谷端ちあき	谷口清	令和4.6.15
門博文後援会	門博文	会計責任者	秋田員代	染谷剛	令和4.6.1
WAKAYAMA未来会議	瀧本和彦	代表者	瀧本和彦	岸本周平	令和4.6.16
大山きよ後援会	大山希世	政治団体の名称	大山きよ後援会	大山希世後援会	令和4.6.27
		主たる事務所の所在地	伊都郡かつらぎ町三谷1587-1	伊都郡かつらぎ町三谷827-1	
		代表者	大山希世	平岡稔	
日本薬業政治連盟和歌山県支部	山本紀弘	代表者	山本紀弘	玉井武士	令和4.7.1

和歌山県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年8月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党和歌山県和歌山市第十八支部	戸田正人	坂本忠進	和歌山市加納46-17	令和4.7.8

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ひょうぐ弘後援会	表具弘	玉置弘樹	伊都郡かつらぎ町中飯降7-9	令和4.6.6

公 告

公 告

県が設置する和歌山県立青少年の家及び紀北公園における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和4年8月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称

- ア 和歌山県立紀北青少年の家及び紀北公園
- イ 和歌山県立白崎青少年の家
- ウ 和歌山県立潮岬青少年の家

(2) 所在地

- ア 伊都郡かつらぎ町中飯降1317-3
- イ 日高郡由良町大引961-1
- ウ 東牟婁郡串本町潮岬669

(3) 規模等

- 敷地面積 ア 87,273.01㎡
- イ 235,581.00㎡
- ウ 47,646.00㎡

- 主な施設 ア 本館1,938.39㎡（RC造2階）、宿舎831.60㎡（RC造2階）、体育館676.56㎡（RC造2階）等
- イ 本館2,323.99㎡（RC造2階）、体育館800.00㎡（RC造2階）等
- ウ 本館2,181.84㎡（RC造2階地下1階）、体育館741.33㎡（RC造平屋一部2階）等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設・設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、和歌山県立青少年の家及び紀北公園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）並びに和歌山県立青少年の家及び紀北公園指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県青少年の家設置及び管理条例（平成12年和歌山県条例第7号）第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したものの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布期間 令和4年8月2日（火）から同月16日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分まで
 - イ 配布場所 和歌山県環境生活部県民局青少年・男女共同参画課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階
- (2) 現地説明会
- 日時 ア 令和4年8月23日（火）午後2時
イ 令和4年8月17日（水）午後3時
ウ 令和4年8月19日（金）午後1時30分
 - 場所 ア 和歌山県立紀北青少年の家及び紀北公園（伊都郡かつらぎ町中飯降1317-3）
イ 和歌山県立白崎青少年の家（日高郡由良町大引961-1）
ウ 和歌山県立潮岬青少年の家（東牟婁郡串本町潮岬669）
 - 内容 募集要項及び仕様書による説明並びに施設の見学
- (3) 現地説明会の参加手続
- 現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。
- ア 参加申込書の配布
 - (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
 - イ 参加申込書の提出方法
 - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
 - (ウ) 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール
- (4) 申請に係る質問等
- ア 期間 令和4年8月24日（水）から同年9月1日（木）までの休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで
 - イ 回答日 令和4年9月5日（月）
 - ウ 注意事項
 - (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
 - (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。
- (5) 申請受付期間等
- ア 期間 令和4年9月6日（火）から同月20日（火）までの休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで
 - イ 選定結果の通知及び公表 令和4年11月上旬
- (6) 指定管理者としての指定
- 令和5年1月上旬
- 7 問合せ先
- 和歌山県環境生活部県民局青少年・男女共同参画課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2503 (直通)

ファクシミリ番号 073-433-2501

メールアドレス e0314001@pref.wakayama.lg.jp